

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」において指導事項が無い。 ☐ ☐ 契約締結の14日以内に、契約工程表又は請負代金内訳書が提出された。 ☐ ☐ 施工計画書を、工事着手前または承諾の必要な事項は工事着手1ヶ月前までに提出しており、かつ設計図書等（総合評価落札方式で採用された技術提案等を含む）の内容を網羅した内容が記されている。 ☐ ☐ 出来形、品質、安全等の確認を工事全般にわたって実施する体制が施工計画書に明確に記載されている。 ☐ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ ☐ 施工計画書の内容と現場施工体制が一致している。 ☐ ☐ 災害（受注者の責に拠らない自然的又は人為的な事象）等が発生した場合の対応、前記の事象に対する措置請求の対応が速やかである。 ☐ ☐ 現場の施工や災害（受注者の責に拠らない自然的又は人為的な事象）に対する本店や支店による支援体制（人員や資機材）を整えている。 ☐ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（設計図書と同等以上の社内規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ ☐ その他 （内容：） （理由：） ☐ ☐ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」において指導事項があったが、その後改善が確認された。 ☐ ☐ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」において速やかに改善できると判断される不適があった。または、指導事項があり、その後の改善も見られなかった。 ☐ ☐ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」において速やかに改善できると判断される不適があった。または、指導事項があり、その後の改善も見られなかった。 ☐ ☐ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」において通知を必要とする不適があった。				
		●判断基準 a 評価値が90%以上 b 評価値が80%以上90%未満 c 評価値が70%以上80%未満 または 上記に該当 d 評価値が70%未満 または 上記に該当 e 上記に該当 《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
		●留意事項 ※ 施工体制の点検のうち「1-2施工体制台帳等に関する点検」とは、「工事現場における施工体制点検要領について」、4.点検 (1)点検項目に示す1-2施工体制台帳等に関する点検に基づく点検結果をいう。				

調査項目	細別	a	b	c	d	e
1 施工体制	II 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
●評価対象項目						
対象 評価		評価		評価	評価	
【全体を評価する項目】 ☐ 「施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」について指導事項が無い。 ☐ 作業に必要な専門技術者や作業主任者が選任及び配置され、現場代理人・監理（主任）技術者が把握している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が工事全体を把握している。 ☐ 【土木工事の場合】現場代理人が、監督員と土木工事関係書類提出マニュアルの協議に従って、工事情報共有・保存システム（KCube2）を使用して、作成及び提出を定めた書類について本システムを活用している。 ☐ 【施設工事の場合】現場代理人が、監督員と共通仕様書で定めた書類について提出している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、書面により監督員と協議するなどの必要対応を行っている。 ☐ 監督員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】※特定監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 ☐ 契約書、設計図書等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っている。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 （内容：） （理由：）		☐ 施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」において指導事項があったが、その後改善が確認された。		☐ 施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」において速やかに改善できると判断される不適があった。または、指導事項があり、その後の改善も見られなかった。 ☐ 工事管理支援システムを使用することについて監督員から指導を受けたが、指導後使用された。	☐ 施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」において通知を必要とする不適があった ☐ 工事管理支援システムを使用することについて監督員から指導を受けたが、指導後も使用されなかった。	
●判断基準						
a 評価値が90%以上		b 評価値が80%以上90%未満	c 評価値が70%以上80%未満 または 上記に該当	d 評価値が70%未満 または 上記に該当	e 上記に該当	
【判断基準】 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
●留意事項						
※ 施工体制の点検のうち「1-1配置技術者に関する点検」とは、「工事現場における施工体制点検要領について」、4. 点検 (1)点検項目に示す1-1配置技術者に関する点検に基づく点検結果をいう。						

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	I 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 契約書（条件変更等） 1 8 条第 1 項第 1 号から 5 号に係わる設計図書の照査を行っている。 ☐ ☐ 現場との相違の事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けている。 ☐ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ ☐ 施工計画書の内容が設計図書内容及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ☐ ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。 ☐ ☐ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 ※1 ☐ ☐ 検査及び立会いの手続きが事前になされている。 ☐ ☐ 建設廃棄物について産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることが確認できる。 ☐ ☐ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出している。 ☐ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ☐ その他 (内容：) (理由：) 評価 ☐ 施工管理に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。				
		●判断基準 a 評価値が 9 0 % 以上 b 評価値が 8 0 % 以上 9 0 % 未満 c 評価値が 7 0 % 以上 8 0 % 未満 d 評価値が 7 0 % 未満 e 上記に該当 《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				
		●留意事項 ※1 土木工事において現場環境改善費を積算上計上し特記仕様書に定めている場合において、計上しているもの以外でイメージアップの取組みがある場合は評価する。（計上しているの取組みは評価しない。） 土木工事で現場環境改善費を計上していない工事又は施設工事は、評価項目に準じ評価する。				
考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ ☐ クリティカルパスとなる工事など工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ ☐ 時間制限や交通規制等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 具体的な内容： ☐ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ ☐ 契約書及び共通仕様書に基づく夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）及び年末年始における休日の確保を行ってい ☐ ☐ 計画工程以外の作業日や時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 具体的な管理方法： ☐ ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 具体的な取り組み： ☐ ☐ その他 (内容：) (理由：) 評価 ☐ 工程管理に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。				
		●判断基準 a 評価値が 9 0 % 以上 b 評価値が 8 0 % 以上 9 0 % 未満 c 評価値が 7 0 % 以上 8 0 % 未満 d 評価値が 7 0 % 未満 e 上記に該当 《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目				
		対象 評価				
		☐☐ 工事着手前に、所轄警察署・道路管理者・鉄道事業者・河川管理者・労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡・協議等がされていることが書面により確認できる。 ☐☐ 工事着手前に、道路・鉄道・河川・水路・電力施設・通信施設・ガス施設及び水道施設等又は建築物の近傍における工事において、損害を与えないようそれら施設管理者との協議がなされていることが書面により確認できる。 ☐☐ 工事関係者の他、付近住民、一般通行人、一般通行車両等の第三者の安全確保（仮囲い、保安柵、保安灯及び工事標識等の保安施設の設置及び管理）を関係者間の協議等に基づき行っていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 工事着手後に、工事現場の区分を明確にし、第三者の工事現場への立入りを防止する措置が講じていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 工事着手後に、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡・協議等に基づき工事中の安全が確保がなされていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 工事着手後に、道路・鉄道・河川・水路・電力施設・通信施設・ガス施設及び水道施設等又は建築物の近傍における工事において、損害を与えないようそれら施設管理者との協議に基づき現地における安全の確保がなされていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 毎日、作業開始前にツールボックスミーティング（TBM）、危険予知活動（KY）等を実施している記録が整備されている。 ☐☐ 工事着手後に、作業員の参加により毎月、半日以上安全教育を実施する等の具体的な安全・訓練等の計画が施工計画書に網羅され、かつ実施していることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐☐ 工事現場が隣接し又は同一場所において別工事がある場合において、設計図書に基づき関係者による安全協議会を組織し情報交換又は非常時における連絡調整を行っていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 労働安全衛生法関連法令に基づく災害防止協議会等が設置されていること及びその協議会の会議が1回／月以上実施されていることの活動記録が整備されている。 ☐☐ 高所作業、深部の掘削等特殊な作業において、有資格者又は適切な労働者を使用していることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 供用中の高速道路及び一般有料道路の路上作業を行う必要がある工事の場合に、保全安全管理者が適切に配置されていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 夜間、休日において工事を実施する場合において、複数の元方安全衛生管理者の選任又はこれに準ずる能力を有する技術者を配置している記録が整備されている。 ☐☐ 足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合に設計図書等に従い設置していることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 足場、型枠支保工などの仮設設備の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐☐ 土砂崩壊（落盤・崩壊・崩落等）の恐れがある場所における作業で、浮石及び亀裂等の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 山留め、仮締切などの仮設工について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐☐ 使用機械、車両等の点検整備を管理している記録が整備されている。 ☐☐ 当該工事において爆発物及び危険物を備蓄し、使用する必要または爆発等の発生の恐れがある場合において関係法令等を遵守するとともに、関係官公署の指示に従い、適切な措置を講じていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化がなされていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ 店社安全衛生管理者等による安全衛生パトロールを1回／月以上実施している記録が整備されている。 ☐☐ 安全衛生パトロールなど各種安全パトロールでの指導事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 ☐☐ 工事期間を通じて労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐☐ 過積載防止の指導・実施に努めていることが書面又は記録により確認できる。 ☐☐ その他 (内容：) (理由：) ☐ 安全対策に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。				
		●判断基準				
		a 評価値が90%以上	b 評価値が80%以上90%未満	c 評価値が70%以上80%未満	d 評価値が70%未満	e 上記に該当
		《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
		●留意事項				
		※ e 評価となる、「安全対策に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。」には、総括技術評価員が評価する審査項目7.法令遵守等に適合した場合に行う「資格停止等通知文書」は含まず、資格停止等通知文書とは別に契約責任者又は監督員が安全対策に対し改善指示を行った場合に適用する。				

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	IV 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
●評価対象項目						
対象 評価				評価	評価	
☐ ☐ 工事の施工にあたり、自ら関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ 工事の施工にあたり、自らが行った関係官庁等の関係機関との折衝及び調整した記録が整備されている。 ☐ ☐ 地元住民等との施工上必要な交渉を監督員に事前報告の上、自らが適切に実施した記録が整備され、随時監督員に報告している。 ☐ ☐ 工事の施工にあたり、地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行い、記録が整備されている。 ☐ ☐ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 ☐ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ ☐ その他 (内容： (理由：				☐ 受注者による苦情対応でトラブルが発生し、監督員による交渉・調整が必要となった。 ☐ 関係法令に違反する恐れがあったため、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による指示を行った。	☐ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。	
●判断基準						
a 評価値が90%以上		b 評価値が80%以上90%未満		c 評価値が70%以上80%未満	d 評価値が70%未満 または 上記1項目でも該当	e 上記に該当
《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

【土木工事】								
考査項目	細別	a	b	c	d	e		
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね5 0 %程度以内である。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね8 0 %程度以内である。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a 及びb に該当しない。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準又は規格値を満足せず、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。		
		《判断基準》 ① 出来形の評定は、工事全般を通したものとす。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法である。 ③ 出来形管理とは、「施工管理要領」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。						
【施設工事のうち建築工事】								
考査項目	細別	a	b	c	d	e		
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形が、測定項目、測定基準又は規格値を満足せず、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。		
		●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ ☐ 施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ ☐ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ☐ その他 (内容：) (理由：)						
		●判断基準 a 評価値が9 0 %以上			b 評価値が8 0 %以上9 0 %未満	c 評価値が7 0 %以上8 0 %未満	d 評価値が7 0 %未満 または上記に該当	e 上記に該当
		《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2 項目以下の場合はc 評価とする。						
【施設工事のうち建築工事以外の工事】								
考査項目	細別	a	b	c	d	e		
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形が、測定項目、測定基準又は規格値を満足せず、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。		
		●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理している。 ☐ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。 ☐ ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 ☐ ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ ☐ その他 (内容：) (理由：)						
		●判断基準 a 評価値が9 0 %以上			b 評価値が8 0 %以上9 0 %未満	c 評価値が7 0 %以上8 0 %未満	d 評価値が7 0 %未満 または上記に該当	e 上記に該当
		《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2 項目以下の場合はc 評価とする。						

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

【土木工事】						
考查項目	細別					
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	a	b	c	d	e
		☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。
		《判断基準》 ① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「施工管理要領」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
【施設工事のうち建築工事】						
考查項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。
		●評価対象項目 対象 評価				
		【建築工事】 ☐ ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ☐ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ ☐ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ☐ その他 (内容：) (理由：) 【設備工事】 ☐ ☐ 機器・材料の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ☐ 機器・材料及び施工の品質が、良好である。 ☐ ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ☐ その他 (内容：) (理由：)				
●判断基準						
		a 評価値が90%以上	b 評価値が80%以上90%未満	c 評価値が70%以上80%未満	d 評価値が70%未満 または 上記に該当	e 上記に該当
《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

【施設工事のうち建築工事以外の工事】											
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員から工事打合簿による改善指示を行った。	e 契約書第17条に基づき、監督員から工事打合簿による改造請求を行った。					
		●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 ☐ ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 ☐ ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ ☐ その他 (内容：) (理由：)									
●判断基準 <table><tr><td>a 評価値が90%以上</td><td>b 評価値が80%以上90%未満</td><td>c 評価値が70%以上80%未満</td><td>d 評価値が70%未満 または 上記に該当</td><td>e 上記に該当</td></tr></table> 【判断基準】 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							a 評価値が90%以上	b 評価値が80%以上90%未満	c 評価値が70%以上80%未満	d 評価値が70%未満 または 上記に該当	e 上記に該当
a 評価値が90%以上	b 評価値が80%以上90%未満	c 評価値が70%以上80%未満	d 評価値が70%未満 または 上記に該当	e 上記に該当							

考査項目別運用表

（主任技術評価員）

考査項目	細別	工夫事項	
5 創意工夫	I 創意工夫	評価	【働き方改革】 「働き方改革」では当該工事において、他の模範となるような取組み※4を以下の項目により評価を可能とし、最大2点の加点とする。 ☐ 現場閉所による週休2日制適用工事において、完全週休2日（土日）を達成している。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。
		評価	【その他】 ☐ その他 （内容：） （理由：） ☐ その他 （内容：） （理由：） ☐ その他 （内容：） （理由：） ☐ その他 （内容：） （理由：） ☐ その他 （内容：） （理由：）
	評価点	●留意事項 ※1 「創意工夫」の評定に際しては、別に定める「工事共通仕様書」の規定に基づき受注者からの資料の提出があった場合で、特に評価すべき創意工夫事例について加点評価する。 なお、工事共通仕様書において、「創意工夫 または 社会性等（地域への貢献等）」の提出可能な項目数を10項目までとしている。 ※2 評価は各項目において1つ■が付されれば1点で評価し、最大7点の加点評価とする。なお、「15. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」に■が付された場合は2点とする。 なお、15. ICT（情報通信技術）は、次のような技術が導入されている場合に評価する。（例：マシン・イグナス・マシンコントロール、TS・GPSや振動レーラの加速度応答を活用した締固め管理、TSやGNSSを活用した出来形管理、3D-CADを用いた施工管理） ※3 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容及び理由を記載して加点する。なお、総括技術評価員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。 ※4 他の模範となるような受注企業の担い手確保に関する取組みを、当該工事で実施した場合に評価するものとする。	

考査項目別運用表

（総括技術評価員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 工事用地等の確保及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ・制約内容 ☐ ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ・取り組み内容： ☐ ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ・取り組み内容： ☐ ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）及び年末年始における工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ・取り組み内容： ☐ ☐ 高速道路のお客様や地域の住民に影響を及ぼす工事（1ヶ月以上車線又は片側交互通行規制を必要とする工事、または、災害復旧工事など）において、影響を縮小し早期に工事を完成させた。 ☐ ☐ 工事施工箇所が点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由				

評価

☐ 工程管理に関して、契約責任者から文書又は監督員から工事打合簿による改善指示を行った。

考査項目別運用表

（総括技術評価員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応	
		☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事。	☐ 切・盛土量：50万㎡＜V。 ☐ ケーソン：1基当たりの底面積100㎡以上。かつ、掘削深度30m以上。 ☐ トンネル：3車線以上の大断面トンネル。または、非常駐車帯等を含む長大（概ね2.0km以上）トンネル。
		☐ 2. その他 ・ 内容 ・ 理由	☐ 橋梁下部工：高さ30m＜H。 ☐ 橋梁上部工：最大支間長100m＜L。 ☐ 半地下構造 深さ10m＜H。 ☐ 駐車台数250台以上の休憩施設のお手洗いの新築。
		Ⅱ 構造物固有の難しさへの対応	
		☐ 3. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事。	☐ 既設橋と新設橋の一体拡幅又は既設トンネルにおける断面拡幅工事。 ☐ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事。 ☐ 既設施設と新設施設の機能拡充又は構造の拡充を行った工事。
		☐ 4. 構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。	☐ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 ☐ 特殊型式の橋梁工事（アーチ橋、斜長橋、吊橋等）。 ☐ 運用中の既設設備機能を確保しながら設備の改造等を行った工事。 ☐ 既設トンネル内でのトンネルインバート設置工事。
		☐ 5. その他 ・ 内容 ・ 理由	☐ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ☐ その他、新工法又は新技術の適用など技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ☐ その他、コンピュータシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応	
		☐ 6. 地下水の影響が大きな工事。	☐ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ☐ 膨張性地山、多量の湧水、地質構造線による断層破砕帯などを通過したトンネル工事。
		☐ 7. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事。	☐ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ☐ 軟弱地盤上の緩速盛土などのため施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。
		☐ 8. 急峻な地形での工事。	☐ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ☐ 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 ☐ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。
		☐ 9. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事。	☐ 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ☐ 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。
		☐ 10. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事。 ☐ 11. その他 ・ 内容 ・ 理由	☐ 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 ☐ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ☐ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応	
		☐ 12. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物等への影響を配慮する工事。	☐ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ☐ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ☐ 監視・観測等の結果に基づき、施工を行った工事。
		☐ 13. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事。	☐ 通信管、電力管、ガス管、水道管、電話線等の支障物件について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ☐ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ☐ その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
		☐ 14. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事。 ☐ 15. 現道上での交通規制に大きく影響する工事。	☐ 周辺住民等に対する騒音・振動に配慮し、夜間で行った工事。D I D地区での工事。 ☐ 日断面交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行規制や島規制をした工事。 ☐ 日断面交通量が概ね1万台以上の道路で車線の切り回しを行った工事。 ☐ 日断面交通量が概ね1万台以上の片側4車線以上の道路で交通規制を行った工事。 ☐ 供用している自動車専用道路等の路上工事で交通規制（路肩規制、ランプ規制、通行止めは除く）が必要な工事。 ☐ 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 ☐ 作業現場が広範囲に分布している工事。
		☐ 16. 施工箇所が広範囲にわたる工事。 ☐ 17. その他 ・ 内容 ・ 理由	☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ☐ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅴ 長期工事における安全確保への対応	
		☐ 18. 監理技術者又は主任技術者の専任を要する期間が12ヶ月を超え、かつ事故がなく完成した工事。（文書警告に至らない事故は除く。） ☐ 19. その他 ・ 内容 ・ 理由	
		●判断基準	
		対応事項ⅠからⅤにおいて、対応事項ごとに1つ以上■が付けば、各対応事項で4点の加点とする。	
評価	点	●留意事項	
		※1 工事特性は、ⅠからⅤの合計で最大20点の加点評価とする。 ※2 評価にあたっては、主任技術評価員等から工事内容の報告を受けるものとする。 ※3 主任技術評価員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。	

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c
6 社会性等	I 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
●評価対象項目						
対象 評価						
☐ ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 (河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。または、国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。) ・取り組み内容：						
☐ ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ・具体的な調和内容：						
☐ ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ・具体的なコミュニケーション内容：						
☐ ☐ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ・具体的なボランティア活動内容：						
☐ ☐ 周辺地域の災害等において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ・具体的な協力内容：						
☐ ☐ CO ₂ 排出削減に資する高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種を設計図書に規定するコンクリートの種別毎に任意で利用できるセメントの場合において積極的に使用した。(使用可能数量において、当該セメントを50%以上使用した場合)						
☐ ☐ 国の認定を受けた地球温暖化対策に資する建設機械を積極的に使用した。						
☐ ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ・具体的なイベント：						
☐ ☐ その他 ・内容 ・理由						
●判断基準						
a 評価値が90%以上		a' 評価値が80%以上90%未満		b 評価値が70%以上80%未満		c 評価値が50%以上70%未満
a 評価値が50%未満		a' 評価値が30%以上50%未満		b 評価値が10%以上30%未満		c 評価値が0%以上10%未満
《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=評価数/対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
●留意事項						
※1 「社会性等」の評定に際しては、別に定める「工事共通仕様書」の規定に基づき受注者からの資料の提出があった場合で、特に評価すべき社会性等事例について加点評価する。 なお、工事共通仕様書において、「創意工夫 または 社会性等 (地域への貢献等)」の提出可能な項目数を10項目までとしている。						

考査項目別運用表

（総括技術評価員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																							
7 法令遵守等			<table> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> <tr> <td>☐ 1. 資格停止 3 ヶ月以上</td><td>－ 2 0 点</td></tr> <tr> <td>☐ 2. 資格停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満</td><td>－ 1 5 点</td></tr> <tr> <td>☐ 3. 資格停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満</td><td>－ 1 3 点</td></tr> <tr> <td>☐ 4. 資格停止 2 週間以上 1 ヶ月未満</td><td>－ 1 0 点</td></tr> <tr> <td>☐ 5. 文書警告</td><td>－ 8 点</td></tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意</td><td>－ 5 点</td></tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（契約責任者が不問と判断した案件及びもらい事故や交通事故案件）</td><td>－ 3 点</td></tr> <tr> <td>☐ 8. その他 ・ 内容 ・ 理由</td><td>－ 点</td></tr> <tr> <td>☐ 9. 項目該当なし</td><td>減点無し</td></tr> </table>	措置内容	点数	☐ 1. 資格停止 3 ヶ月以上	－ 2 0 点	☐ 2. 資格停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 1 5 点	☐ 3. 資格停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 1 3 点	☐ 4. 資格停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 1 0 点	☐ 5. 文書警告	－ 8 点	☐ 6. 口頭注意	－ 5 点	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（契約責任者が不問と判断した案件及びもらい事故や交通事故案件）	－ 3 点	☐ 8. その他 ・ 内容 ・ 理由	－ 点	☐ 9. 項目該当なし	減点無し	
	措置内容	点数																						
	☐ 1. 資格停止 3 ヶ月以上	－ 2 0 点																						
	☐ 2. 資格停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 1 5 点																						
	☐ 3. 資格停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 1 3 点																						
	☐ 4. 資格停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 1 0 点																						
	☐ 5. 文書警告	－ 8 点																						
	☐ 6. 口頭注意	－ 5 点																						
	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（契約責任者が不問と判断した案件及びもらい事故や交通事故案件）	－ 3 点																						
	☐ 8. その他 ・ 内容 ・ 理由	－ 点																						
☐ 9. 項目該当なし	減点無し																							
●留意事項 ① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適用事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 複数の措置内容が存在する場合は、各措置内容に応じた資格停止月数を加算して、加算した月数に応じた点数で評価する。 なお、短期加重措置に基づく措置内容を適用した場合は、当該措置（短期加重措置を含む）内容に応じた点数で評価する。 ただし、上表に示す措置内容5～8までに該当する措置の場合は、加算を行わず上位の措置内容で評価する。 ⑤ 工事関係者事故もしくは公衆損害事故（以下「工事中事故」という。）が発生し、上表の措置内容（措置内容1から措置内容8）により減点する場合において、当該工事が監理技術者又は主任技術者の専任を要する期間が24ヶ月を超える工事で、かつ以下の条件をすべて満たす工事においては、総合的に判断して減点を低減することができる。（1点～4点） 【条件】 ① 工事期間を通して死亡事故が無い工事である。 ② 上表の措置内容（措置内容1から措置内容8）に適合する工事中事故が2回以上発生していない。 ③ 主任技術評価員及び総括技術評価員が評価する2. 施工状況「Ⅲ. 安全対策」の評価が「c 評価以上」である。 【上記で評価する場合の適用事例】 1. 入札前に提出した確認資料等において虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利または義務等を第三者に譲渡または承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した。 EX）一括下請け、技術者の専任違反等 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為があるなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 15. その他契約違反に該当する事実が判明した。 EX) 社会保険未加入建設業者を一次下請けの相手方とした等																								
考査項目																								
8 総合評価		<table> <tr> <th>評価対象外</th><th>評価</th><th>評価項目</th><th></th></tr> <tr> <td>☐</td><td>☐</td><td>☐ 履行</td><td>☐ 不履行理由：</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>☐</td><td>☐ 履行</td><td>☐ 不履行理由：</td></tr> </table>	評価対象外	評価	評価項目		☐	☐	☐ 履行	☐ 不履行理由：	☐	☐	☐ 履行	☐ 不履行理由：										
	評価対象外	評価	評価項目																					
☐	☐	☐ 履行	☐ 不履行理由：																					
☐	☐	☐ 履行	☐ 不履行理由：																					
評価	点	●留意事項 総合評価落札方式の技術提案評価型及び工事実績評価型において受注者の責により履行されなかった場合は、考査項目8. 総合評価で減点の措置を行う。基本的に「技術提案」、「施工計画立案能力」等のそれぞれの評価項目別に設定する。 なお、評価項目を複数求めた場合に設定するペナルティは最大1 0 点まで減点の対象とする。																						

2 施工状況	I 施工管理	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
		●評価対象項目				
		対象 評価				
		☐ ☐ 契約書（条件変更等）第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ ☐ 出来形、品質、安全等の確認を工事全般にわたって実施する体制が施工計画書に明確に記載されている。 ☐ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ 品質管理体制が確立され、同一な技術者による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 検査立会の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 建設廃棄物について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることが確認できる。 ☐ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工体制点検要領に基づく、下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ ☐ 受注者が自らの管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・ 内容 ・ 理由 評価 ☐ 施工管理について、契約責任者から文書または監督員から工事打合簿による改善指示に従わなかった。				
		●判断基準				
		a 評価値が90%以上	b 評価値が80%以上90%未満	c 評価値が70%以上80%未満	d 評価値が70%未満	e 上記に該当
		《判断基準》 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について対象にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

【土木工事】								
調査項目	細別							
3 出来形及び出来ばえ	1 出来形	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
●評定対象項目								
対象 評価								
☐ 出来形管理が出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 具体的内容：								
☐ 受注者が自らの管理基準に基づき管理していることが確認できる。 具体的内容：								
☐ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。								
☐ 工事記録写真等撮影要領の管理項目を満足している。								
☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。								
☐ その他 ・内容 ・理由								
評価値の算出								
① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。								
② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。								
③ 出来形管理とは、「施工管理要領」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。								
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。								
●留意事項								
※ シールドトンネル工事における出来形の評定対象は、シールドトンネル本体：①蛇行量（鉛直・水平）、②内空、内部構築：③床版高さ、④床版下面内空 とし、これらを総合的に勘案して当該評定項目を評価するものとする。								

【施設工事のうち建築工事】							
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	e
3 出来形及び出来 ばえ	I 出来形	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	不適切である
		●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ☐ 出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。 具体的な内容： ☐ ☐ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ☐ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真（監督員が臨場した箇所は除く）、施工記録により、確認できる。 ☐ ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ ☐ 工事記録写真撮影要領（施設編）の管理項目を満足し、適切に管理している。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由				評価 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	評価 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●判断基準 a 評価値が9 0 %以上 a 評価値が8 0 %以上 b 評価値が7 0 %以上 b 評価値が6 0 %以上 c 評価値が6 0 %未満 d 上記に該当 e 上記に該当 評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

【施設工事のうち建築工事以外の工事】							
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	e
3 出来形及び出来 ばえ	I 出来形	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	不適切である
		●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。 ☐ ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由				評価 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	評価 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●判断基準 a 評価値が9 0 %以上 a 評価値が8 0 %以上 b 評価値が7 0 %以上 b 評価値が6 0 %以上 c 評価値が6 0 %未満 d 上記に該当 e 上記に該当 評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

考查項目	細別	【土木工事のうち護岸・堤固・水制工事】						
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	a a' b b' c					d	e
		☐品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土工施工管理要領、その他設計図書に定められた試験]					☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目						
		対象 評価						
☐施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 ☐緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐有害なクラックが無い。 ☐その他 ・内容 ・理由								
●判断基準								
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当	
		50%以下	80%以下	80%を超える				
評価値	90%以上	a	a'	b	b			
	80%以上90%未満	a	b	b'	b'			
	70%以上80%未満	b	b'	c	c			
	60%以上70%未満	b'	c	c	c			
	60%未満	c	c	c	c			
評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								
●留意事項								
※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。								

調査項目	細別	【土木工事のうちのり面工事】						
3 出来形及び出来 ばえ	II 品質	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理要領、その他設計図書に定められた試験]					☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督員が文書で指示を行い改善 された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目						
		対象 評価						
		【共通】 ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由						
		【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ ☐ のり面調査（土壌調査、のり面構造調査など）を実施しており、その結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場に搬入された種子が速やかに使用、又は保管が必要な種子は直射日光や雨露にさらさないようにしていることが確認できる。 ☐ ☐ 金網やネットが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ 金網やネットの継目が適切に重ね合わせていることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工時期が標準施工適期であることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由						
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリート（モルタル）の吹付け前に、使用する材料の基準試験を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリート（モルタル）の吹付け時の日常管理試験を実施しており、コンクリート（モルタル）の品質が確認できる。 ☐ ☐ 金網やネットが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ 金網やネットの継目が適切に重ね合わせていることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付けの施工範囲（圧送距離、施工高）が設計図書に基づき実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由						
		【現場打ち枠工関係（プレキャスト枠工含む）】 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの吹付け前に、使用する材料の基準試験を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの吹付け時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 枠内に空隙がないことが確認できる。 ☐ ☐ 打継ぎ目が横梁の中央部に設けており、その間隔が最大２０m以下で、継目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由						

3	出来形及び出来 ばえ	II 品質	【土木工事のうちのり面工事】											
			a	a'	b	b'	c	d		e				
●評価対象項目 対象 評価			【切土補強土工関係】											
			☐ ☐ 設計図書に基づき施工前に、使用する材料の基準試験を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき施工時の日常管理試験を実施しており、使用する材料の品質が確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋やロックボルトの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき補強材一段ごとに切土、のり面工、補強材打設等の一連の作業を繰り返して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 動態観測を設計図書に基づき実施しており、観測結果を的確に施工に反映されていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・ 内容 ・ 理由											
●判断基準			ばらつきで判断可能						ばらつきで判断不可能		d 上記に該当		e 上記に該当	
			50%以下		80%以下		80%を超える							
評価値			90%以上	a	a'	b	b'							
			80%以上90%未満	a'	b	b'	b'							
			70%以上80%未満	b	b'	c	c							
			60%以上70%未満	b'	c	c	c							
			60%未満	c	c	c	c							
評価値の算出			① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。											
			② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。											
●留意事項			③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】											
			④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。											
			※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。											
			※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。											

調査項目	細別	【土木工事のうち基礎工事及び地盤改良工事】						
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅱ 品質	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、構造物施工管理要領、その他設計図書に定められた試験]					☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督員が文書で指示を行い改善 された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目						
		対象 評価						
【既製杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒等）】 ☐ ☐ 既製杭の現場搬入前に製品検査を実施しており、規格（形状寸法の規定値（マーキングを含む）、外観に損傷及び補修痕がない）を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。 ☐ ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その施工記録を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ 既製杭の現場溶接継手の施工及び品質管理が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ ☐ 打込み長、平面位置および傾斜が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 既製杭の現場溶接継手の施工及び品質管理に関して設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき施工記録が整備されていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由 【場所打ち杭関係】 ☐ ☐ 支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2 m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験及び基準試験を実施しており、鉄筋の規格が確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書の仕様を満足しているスパーサーを使用して適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリート（裏込めグラウト、孔壁保護モルタルライニング工を含む）の日常管理試験及び基準試験を実施しており、コンクリートの品質が確認でき ☐ ☐ コンクリートの余盛や杭頭の処理が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ ライナープレートが、脱落、変形、ゆるみがなく設置されていることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき施工記録が整備されていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由 【ケーソン関係】 ☐ ☐ 刃口の掘付が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験及び基準試験を実施しており、鉄筋の規格が確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書の仕様を満足しているスパーサーを使用し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの日常管理試験及び基準試験を実施しており、コンクリートの品質が確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由								

考查項目	細別	【土木工事のうち基礎工事及び地盤改良工事】									
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅱ 品質	a	a'	b	b'	c	d	e			
		●評価対象項目									
		対象 評価									
		【地盤改良工事関係】									
		☐ ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。									
		☐ ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。									
		☐ ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。									
		☐ ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。									
		☐ ☐ その他									
		・ 内容									
		・ 理由									
		●判断基準						d 上記に該当	e 上記に該当		
				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能				
				50%以下	80%以下	80%を超える					
				a	a'	b					
		評 価 値	90%以上	a'	b	b'	b'				
			80%以上90%未満	b	b'	c	c				
			70%以上80%未満	b'	c	c	c				
			60%以上70%未満	c	c	c	c				
			60%未満	c	c	c	c				
		評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。									
		② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。									
		③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】									
		④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。									
		●留意事項									
		※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。									
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。											

考査項目	細別	【土木工事のうちトンネル工事】							
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅱ 品質	a		a'	b	b'	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工程施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕						☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督員が文書で指示を行い改善 された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査員が修補指示を行った。
		●評定対象項目							
		対象 評価							
		【本体工】							
☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートのモデル施工（配合試験及び試験練り）を実施して、現場配合を決定していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの施工前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの施工時に日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（運搬、打ち込み時間、スランプ、空気量等）が確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打込み時に必ず受注者が臨場していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきロックボルト工の施工前にロックボルト及び定着材の基準試験及び日常管理試験を実施しており、ロックボルト工に使用する材料の品質が確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき鋼アーチ支保工の施工前に鋼材の基準試験及び日常管理試験を実施しており、品質が確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき防水工の材料の基準試験及び定期試験を実施しており、品質が確認できる。 ☐ ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが1 5 c m以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 金網の継目が1 目半以上重ね合わせていることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マットなど保護材で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 覆工コンクリート型枠脱型時期を実際の養生条件と合わせた供試体を用いて強度試験を実施して決定していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき、排水工の路床においてフルフローリングを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 計測工について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由									
【トンネル内装工】									
☐ ☐ 設計図書に基づき内装工の材料の基準試験及び定期試験を実施しており、品質が確認できる。 ☐ ☐ 覆工面は、直張りの前に水洗いを行い、ほこり等を除去していることが確認できる。 ☐ ☐ 接着剤の塗り付けがクシ目ゴテにより施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 目地材は、目地用モルタルを目地ごとに詰め込み、目違い及びこてむらのないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ タイルの上端及び横端部にシーリング材を三角に施工していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由									
●判断基準									
評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当		
		50%以下							
		80%以下							
		80%を超える							
		90%以上	a	a'				b	
		80%以上90%未満	a'	b				b'	
		70%以上80%未満	b	b'				c	
評価値		60%以上70%未満	b'	c	c	c			
		60%未満	c	c	c	c			
評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc 評価とする。									
●留意事項									
※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。									

3	出来形及び出来 ばえ	II 品質	【土木工事のうちシールドトンネル工事】 a a' b b' c d e
			☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			●評価対象項目 対象 評価 【セグメント関係】 ☐ セグメントの製作に先立ち、予めセグメント製作計画書の提出がなされ、それに基づく試作及び検査・試験が実施していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、鉄筋の組立及び加工を行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、繊維を混合したコンクリート（以下、「セグメントコンクリート」という）の打設を行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、セグメントコンクリートの適切なコンクリート強度の発現時に脱型を行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、適切に養生を行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、鋼材の加工及び溶接を行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、塗装を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、形式、製造年月、製造番号、検査合格記号などマーキングを行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、セグメントコンクリートの打設前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備が確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、セグメントコンクリート打設時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（スランプ、空気量等）が確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、セグメントコンクリートの打設期間中に定期管理試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したセグメントコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 鉄筋、鋼材について、製造業者が発行する規格証明書の提出がされていることが確認できる。 ☐ 継手金物やボルト・ナット・座金に使用する材料について、規格証明書により確認できる。 ☐ セグメントの外観・寸法検査が適切に実施しており規格値を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、セグメントの破壊試験（曲げ、継手曲げ等）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、セグメントの貯蔵及び運搬がなされていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、セグメントの現場搬入検査でひび割れ、腐食、損傷等の全数目視検査を実施し許容範囲に収まっていることが確認できる。 ☐ セグメントの耐火コンクリートに関して、繊維混入率が規格値を満足していることが確認できる。 ☐ セグメントの耐火試験（耐火性能基礎試験、実大耐火性能確認試験、促進中性化試験）を実施し性能を満足していることが確認できる。 ☐ セグメントのはく落対策に関して、繊維混入率が規格値を満足していることが確認できる。 ☐ 防水工のシール材に関する品質管理試験に基づき要求性能を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックがない。 ☐ その他 ・内容 ・理由 【本体（掘進）関係】 ☐ 設計図書に基づき、掘進管理が実施されており、規定値を満足していることが確認できる。（※設計図書とは別に規定値を定めている場合を含む） ☐ 設計図書に基づき、セグメントの組立、ボルトの締め付け等を行っていることが確認できる。 ☐ 裏込め注入に関する注入圧と注入量を注入前に設定し掘進管理と合わせて適正に管理されていることが確認できる。 ☐ 裏込め注入に使用する材料試験、配合試験、日常管理試験を実施し適正に管理されていることが確認できる。 ☐ その他 ・内容 ・理由 【内部構築関係：プレキャスト部材】 ☐ 設計図書に基づき、プレキャスト部材の材料試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備が確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、プレキャスト部材の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質、形状、鉄筋かぶりが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、プレキャスト部材の適切なコンクリート強度の発現時に脱型を行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、鉄筋組立が適切に行われ規格値を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、P C鋼材の配置が適切に行われ規格値を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する P C鋼材が製造業者が発行する規格証明書の提出がされていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックがない。 ☐ その他 ・内容 ・理由

考査項目	細別	【土木工事のうちシールドトンネル工事】						
3 出来形及び出来 ばえ	II 品質	a	a'	b	b'	c	d	e
		●評価対象項目						
		対象 評価						
		【内部構築関係：場所打ちコンクリート構造物】						
		☐ 設計図書に基づきコンクリートの配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打設前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備が確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリート打設時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（運搬、打ち込み時間、スランプ、空気量等）が確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期管理試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備が確認できる。 ☐ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後型枠の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリート構造物の非破壊試験（圧縮、鉄筋かぶり）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験を実施しており、製造業者が発行する規格証明書により鉄筋の規格が確認できる。 ☐ 設計図書に基づき鉄筋の加工開始前に基準試験を実施しており、鉄筋の規格（引張、曲げ、曲げ戻し）が試験成績表等から確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書の仕様を満足しているスペーサーを使用し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐ コンクリートの打継目の処理が設計図書に基づき適正に処理されていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 ・ 内容 ・ 理由						
●判断基準								
		ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当
		50%以下	80%以下	80%を超える				
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b'			
	80%以上90%未満	a	b	b'	b'			
	70%以上80%未満	b	b'	c	c			
	60%以上70%未満	b'	c	c	c			
	60%未満	c	c	c	c			
評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。								
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。								
③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】								
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								
●留意事項								
※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。								
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。								

考査項目	細別	【土木工事のうち舗装工事】						
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅱ 品質	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、舗装工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]					☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督員が文書で指示を行い改善 された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査員が修補指示を行った。
		●評定対象項目						
		対象 評価						
		【路盤関係】 ☐ ☐ 設計図書に基づき、路盤準備工の材料試験、路盤準備工及びブルーフローリングを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき施工前に材料試験、配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 路盤の本施工の前に試験舗装を実施して施工条件を決定し、本施工に反映していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき路盤の本施工時に日常管理試験を実施しており、路盤の品質（締固め度、たわみ）が確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由 【アスファルト舗装工関係】 ☐ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づき施工前に材料試験、配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ アスファルト舗装の本施工の前に試験舗装を実施して施工条件を決定し、本施工に反映していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきアスファルト舗装の本施工時に日常管理試験（一般物理試験、混合物温度、アスファルト量、現場透水試験等）を実施しており、舗装の品質が確認でき ☐ ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 舗装の各層の継目の位置が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 継目又は構造物との接触面をよく清掃したのちにタックコートを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ レキ青材散布量が整理、記録されている。 ☐ ☐ 舗装廃材が設計図書に基づき適切に処理されてるものが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由 【コンクリート舗装工関係】 ☐ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート舗装の本施工の前に試験舗装を実施して施工条件を決定し、本施工に反映していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリート打設後に日常管理試験（表面硬度、平均テクスチャ深さ、骨材露出度）を実施しており、舗装版の品質が確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打設前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打込み時に必ず受注者が臨場していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 鋼材及び目地材料の品質が確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由 【レーンマーク関係】 ☐ ☐ 区画線に使用する材料の品質が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に基づく試験施工を実施し、本施工が試験施工を行った機械、塗料、施工条件（気象条件、走行速度、路面状態など）で実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の幅が試験施工等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由						

調査項目	細別
3 出来形及び出来	Ⅱ 品質
【土木工事のうち舗装工事】	
●評価対象項目	
対象 評価	
【床版防水工関係】	
☐ 施工面の清掃を行っていることが確認できる。	
☐ 施工段階ごとに養生を行っていることが確認できる。	
☐ シート系防水材の重ね合わせが確実に行われていることが確認できる。	
☐ 施工時の気温、湿度、養生時間、存置期間を施工要領書に基づき確実に実施されていることが確認できる。	
☐ その他	
・ 内容	
・ 理由	
●判断基準	
ばらつきで判断可能	
50%以下	
80%以下	
80%を超える	
ばらつきで判断不可能	
d 上記に該当	
e 上記に該当	
評価値の算出	
① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。	
② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。	
③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】	
④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc 評価とする。	
●留意事項	
※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。	
※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。	

3 出来形及び出来 ばえ	考査項目	細別	【土木工事のうち鋼構上継工工事】								
II 品質			a	b	b'	c	d	e			
			☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、鋼構造物施工管理要領、その他設計図書に定められた試験]					☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督員が文書で指示を行い改善 された。		☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査員が修補指示を行った。	
			●評価対象項目								
			対象 評価								
			【工場製作関係】								
			☐ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。								
			☐ 設計図書に基づき溶接作業前に、施工試験を実施しており、溶接条件や補助材を決定していることが確認できる。								
			☐ 溶接作業後に品質検査を実施していることが確認できる。								
			☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。								
			☐ 設計図書に基づき塗装作業の時に塗装管理者が臨場していることが確認できる。								
			☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。								
			☐ 素地調整のプラスト処置後、2時間以内に塗装していることが確認できる。なお、温度、湿度が管理されている屋内である場合は4時間以内であることが確認できる。								
			☐ 塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。								
			☐ 工場製作が完了した後に、仮組立検査又は部材検査（シミュレーションを含む）を実施しており、組立精度や品質等の性能を確認することができる。								
			☐ 塗膜厚の検査を設計図書に基づき実施していることが確認できる。								
			☐ 設計図書に基づき塗装記録を作成していることが確認できる。								
			☐ その他								
			・内容								
			・理由								
			【架設関係】								
			☐ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。								
			☐ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。								
			☐ ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。								
			☐ ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって、かつ2回に分けて行っていることが確認できる。								
			☐ ☐ 現場溶接の施工及び品質管理が適正であることが確認できる。								
			☐ ☐ 設計図書に基づき現場溶接非破壊検査（探傷装置の操作、傷の判定）に従事する検査技術者が有資格者であることが確認できる。								
			☐ ☐ 設計図書に基づき架設完了後に架設完了検査を実施しており、設計上の精度や品質が確認できる。								
			☐ ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。								
			☐ ☐ 現場塗装において、塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。								
			☐ ☐ その他								
			・内容								
			・理由								
			【支承及び付属物工】								
			☐ ☐ 支承に使用する材料の品質、形状が設計図書を満足していることが確認できる。								
			☐ ☐ 伸縮装置に使用する材料の品質、形状が設計図書を満足していることが確認できる。								
			☐ ☐ 伸縮装置の遊間量が適正に管理されている。								
			☐ ☐ その他								
			・内容								
			・理由								

考査項目	細別	【土木工事のうち橋上補修工事】						
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅱ 品質	a	a'	b	b'	c	d	e
		●評価対象項目						
		対象 評価						
		【コンクリート】						
		☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。						
		☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打設前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。						
		☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリート打設時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（運搬、打ち込み時間、スランプ、空気量等）が確認できる。						
		☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打込み時に必ず受注者が臨場していることが確認できる。						
		☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。						
		☐ ☐ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。						
☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）								
☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。								
☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。								
☐ ☐ 設計図書に基づきコンクリート構造物の非破壊試験（圧縮、鉄筋かぶり）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。								
☐ ☐ 設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験を実施しており、ミルシートにより鉄筋の規格が確認できる。								
☐ ☐ 設計図書に基づき鉄筋の加工開始前に基準試験を実施しており、鉄筋の規格（引張、曲げ、曲げ戻し）が試験成績表等から確認できる。								
☐ ☐ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。								
☐ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。								
☐ ☐ 設計図書に基づき鉄筋のガス圧接作業前に、基準試験を実施しており、圧接工の技量や圧接機械の性能、圧接条件等を確認できる。								
☐ ☐ 設計図書に基づき鉄筋のガス圧接作業時の作業員及び超音波探傷試験の技術者が有資格者であることが確認できる。								
☐ ☐ 設計図書に基づき鉄筋の機械継手の作業前に、基準試験を実施しており、継手工法や規格（引張）が確認できる。								
☐ ☐ 設計図書の仕様を満足しているスペーサーを使用し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。								
☐ ☐ コンクリートの打継目の処理が設計図書に基づき適正に処理されていることが確認できる。								
☐ ☐ 有害なクラックが無い。								
☐ ☐ その他								
☐ ☐ ・内容								
☐ ☐ ・理由								
●判断基準								
評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当	
		50%以下	80%以下	80%を超える				
		90%以上	a	a'	b			b
		80%以上90%未満	a'	b	b'			b'
		70%以上80%未満	b	b'	c			c
		60%以上70%未満	b'	c	c			c
		60%未満	c	c	c			c
		評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。						
●留意事項								
※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。								

検査項目	細別	【土木工事のうち床版取替工事】						
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、鋼構造物施工管理要領、その他設計図書に定められた試験]					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 対象 評価						
		【プレキャスト床版製作関係】 ☐ 設計図書に基づきプレキャスト床版コンクリート打設時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（スランプ、空気量等）が確認できる。 ☐ 設計図書に基づきプレキャスト床版コンクリートの製作期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備に対して実施していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ プレキャスト床版の養生において必要な強度に達した後、型枠の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ プレキャスト床版の養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき鉄筋、鋼材等のミルシートにより規格が確認できる。 ☐ 緊張に使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ P C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する P C鋼材が設計図書の仕様を満足する規格証明書が提出されていることが確認できる。 ☐ プレキャスト床版の外観・寸法検査が適切に実施しており規格値を満足していることが確認できる。 ☐ プレキャスト床版の溶接部の品質管理にが適切に実施しており、規格値を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づきプレキャスト床版の破壊試験（曲げ、継手曲げ等）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。 ☐ プレキャスト床版の貯蔵・運搬はプレキャスト床版を損傷しないよう適切な防護措置をしていることが確認できる。 ☐ プレキャスト床版の現場搬入検査でひび割れ、腐食、損傷等の全数目視検査を実施していることが確認できる。 ☐ プレキャスト床版のはく落対策に関する日常管理試験を実施しており、曲げ靱性、繊維混入率が規格値を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 ・内容 ・理由						
		【既設床版撤去工】 ☐ 既設床版の撤去にあたって鋼桁上フランジ面の清掃がされていることを確認できる。 ☐ 鋼桁上フランジ角部の面取りが適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 鋼桁上フランジの防錆処理が適切に施工されている。 ☐ その他 ・内容 ・理由						

考査項目

3 出来形及び出来ばえ

細別

Ⅱ 品質

(土木工事のうち床版取替工事)

a

a'

b

b'

c

d

e

●評定対象項目

対象 評価

【床版取替（現場施工）】

☐

設計図書に基づきコンクリートの配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。

☐

設計図書に基づきコンクリートの打設前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。

☐

設計図書に基づきコンクリート打設時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（運搬、打ち込み時間、スランプ、空気量等）が確認できる。

☐

設計図書に基づきコンクリートの打込み時に必ず受注者が臨場していることが確認できる。

☐

設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。

☐

圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

☐

施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

☐

コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後型枠及び土工の取り外しを行っていることが確認できる。

☐

コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

設計図書に基づきコンクリート構造物の非破壊試験（圧縮、鉄筋かぶり）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。

☐

設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験を実施しており、ミルシートにより鉄筋の規格が確認できる。

☐

設計図書に基づき鉄筋の加工開始前に基準試験を実施しており、鉄筋の規格（引張、曲げ、曲げ戻し）が確認できる。

☐

鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵している。

☐

鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

設計図書に基づき鉄筋のガス圧接作業前に、基準試験を実施しており、圧接工の投量や圧接機械の性能、圧接条件等を確認できる。

☐

設計図書に基づき鉄筋のガス圧接作業時の作業員及び超音波探傷試験の技術者が有資格者であることが確認できる。

☐

設計図書に基づき鉄筋の機械継手の作業前に、基準試験を実施しており、継手工法や規格（引張）が確認できる。

☐

施工でスペーサーが必要な場合において設計図書の仕様を満足しているスペーサーを使用し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。

☐

コンクリートの打継目の処理が設計図書に基づき適正に処理されていることが確認できる。

☐

有害なクラックが無い。

☐

緊張に使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。

☐

P C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐

プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。

☐

P Cグラウトの基準試験及び日常管理試験を実施しており、規格を満足していることが確認できる。

☐

P Cグラウトの施工に設計図書に基づき技術者（P Cグラウト施工管理者）を選任・配置していることが確認できる。

☐

プレテンション P C部材の日常管理試験が実施されており、部材の規格が満足していることが確認できる。

☐

使用する P C鋼材が設計図書の仕様を満足する規格証明書が提出されていることが確認できる。

☐

P C鋼材を直接地上に置くことなく、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵している。

☐

フレグラウト P C鋼材に塗布される樹脂の規格が設計図書の規格を満足していることが確認できる。

☐

フレグラウト P C鋼材の被覆に使用する材料の規格が設計図書の規格を満足していることが確認できる。

☐

その他

☐

・内容

☐

・理由

●判断基準

90%以上

80%以上90%未満

70%以上80%未満

60%以上70%未満

60%未満

50%以下

a

a'

b

b'

c

80%以下

a'

b

b'

c

c

80%を超える

b

b'

c

c

c

ばらつきで判断不可能

b

b'

c

c

c

d 上記に該当

e 上記に該当

評価値の算出

① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。

② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。

③ 評価値 (%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】

④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●留意事項

※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。

※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

検査項目	細別	(土木工事のうち構築物施工)																																							
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	a			b	c	d	e																																	
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、鋼構造物施工管理要領、その他設計図書に定められた試験]					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
		●評価対象項目																																							
		対象 評価																																							
		☐ 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき溶接作業前に、施工試験を実施しており、溶接条件や補助材を決定していることが確認できる。 ☐ 溶接作業後に品質検査を実施していることが確認できる。 ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき塗装作業の時に塗装管理者が臨場していることが確認できる。 ☐ 素地調整のプラスト処置後、2時間以内に塗装していることが確認できる。なお、温度、湿度が管理されている屋内である場合は4時間以内であることが確認できる。 ☐ 塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。 ☐ 塗膜厚の検査を設計図書に基づき実施していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき塗装記録を作成していることが確認できる。 ☐ その他 ・内容 ・理由 ☐ 【現場施工関係】 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 高力ボルトの締め付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行っていることが確認できる。 ☐ 既設桁への削孔がある場合の位置及び必要な削孔を設計図書に基づき、適切に行っていることが確認できる。 ☐ 現場溶接の施工及び品質管理が適正であることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき現場溶接非破壊検査（探傷装置の操作、傷の判定）に従事する検査技術者が有資格者であることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき施工完了後に寸法確認を実施しており、設計上の精度や品質が確認できる。 ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 現場塗装において、塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。 ☐ その他 ・内容 ・理由																																							
●判断基準		<table><tr><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td>ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td></td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>評価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>値</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える			a	a'	b	b	評価	a	a'	b'	b'	値	b	b'	c	c		b'	c	c	c		c	c	c	c	d 上記に該当	e 上記に該当
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																					
	50%以下	80%以下	80%を超える																																						
	a	a'	b	b																																					
評価	a	a'	b'	b'																																					
値	b	b'	c	c																																					
	b'	c	c	c																																					
	c	c	c	c																																					
評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																									
●留意事項		※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。																																							

考査項目	細別	【土木工事のうち標識工事】																																																		
		a		a'		b		b'		c		d		e																																						
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]										☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																						
		●評定対象項目																																																		
		対象 評価																																																		
		☐ ☐ 基礎ぐいに使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 基礎に使用するコンクリート及び鉄筋の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 標識柱に使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 反射式標識板に使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 内部照明標識板に使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 板・シートの加工は、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 基礎ぐいの根入れ長が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ ☐ 継手ボルトが適切に締付けられていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由																																																		
		●判断基準																																																		
<table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td><td rowspan="5">d 上記に該当</td><td rowspan="5">e 上記に該当</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="5">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>80%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>70%以上80%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%以上70%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>												ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	80%以上90%未満	a'	b	b'	b'	70%以上80%未満	b	b'	c	c	60%以上70%未満	b'	c	c	c	60%未満	c	c	c	c				
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当																																													
		50%以下	80%以下	80%を超える																																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																															
	80%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																															
	70%以上80%未満	b	b'	c	c																																															
	60%以上70%未満	b'	c	c	c																																															
	60%未満	c	c	c	c																																															
評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																				
●留意事項																																																				
※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。																																																				

考査項目	細別	【土木工事のうち遮音壁工事】																																																		
		a		a'		b		b'		c		d		e																																						
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]										☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																						
		●評定対象項目																																																		
		対象 評価																																																		
		☐ ☐ 使用材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 鋼管ぐいに使用する材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 基礎に使用するコンクリート及び鉄筋の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 遮音板を工事現場等に一時仮置、保管している場合にシート養生を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 使用する支柱や金属製遮音壁、遮音壁用アンカーボルトなどの防錆処理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ 遮音板が隙間を生じないように固定されていることが確認できる。 ☐ ☐ 透光性遮音板の設置にあたって損傷することのない適切な施工が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 鋼管ぐいの根入れ長が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ ☐ 鋼管ぐいの貫入不能時の処理等が適切に行われていることが施工記録で確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由																																																		
		●判断基準																																																		
<table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td><td rowspan="5">d 上記に該当</td><td rowspan="5">e 上記に該当</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="5">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>80%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>70%以上80%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%以上70%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>												ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	80%以上90%未満	a'	b	b'	b'	70%以上80%未満	b	b'	c	c	60%以上70%未満	b'	c	c	c	60%未満	c	c	c	c				
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	d 上記に該当	e 上記に該当																																													
		50%以下	80%以下	80%を超える																																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																															
	80%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																															
	70%以上80%未満	b	b'	c	c																																															
	60%以上70%未満	b'	c	c	c																																															
	60%未満	c	c	c	c																																															
評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																				
●留意事項																																																				
※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。																																																				

3	出来形及び出来 ばえ	II 品質	【土木工事のうちトンネル内装工事】																																																										
細別			a		a'		b		b'		c		d		e																																														
			☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ●評価対象項目 対象 評価 ☐ ☐ 設計図書に基づき内装工の材料の基準試験及び定期試験を実施しており、品質が確認できる。 ☐ 覆工面は、直張りの前に水洗いを行い、ほこり等を除去していることが確認できる。 ☐ 接着剤の塗り付けがクシ目ゴテにより施工していることが確認できる。 ☐ 目地材は、目地用モルタルを目地ごとに詰め込み、目違い及びこてむらのないように施工していることが確認できる。 ☐ タイルの上端及び横端部にシーリング材を三角に施工していることが確認できる。 ☐ その他 ・ 内容 ・ 理由										☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																														
			●判断基準										d 上記に該当		e 上記に該当																																														
			<table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td colspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td colspan="2">80%以下</td><td colspan="2">80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="6">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td colspan="2">a'</td><td colspan="2">b</td></tr><tr><td>80%以上90%未満</td><td>a'</td><td colspan="2">b</td><td colspan="2">b'</td></tr><tr><td>70%以上80%未満</td><td>b</td><td colspan="2">b'</td><td colspan="2">c</td></tr><tr><td>60%以上70%未満</td><td>b'</td><td colspan="2">c</td><td colspan="2">c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>c</td><td colspan="2">c</td><td colspan="2">c</td></tr></table>												ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能				50%以下	80%以下		80%を超える		評 価 値	90%以上	a	a'		b		80%以上90%未満	a'	b		b'		70%以上80%未満	b	b'		c		60%以上70%未満	b'	c		c		60%未満	c	c		c					
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																																								
		50%以下	80%以下		80%を超える																																																								
評 価 値	90%以上	a	a'		b																																																								
	80%以上90%未満	a'	b		b'																																																								
	70%以上80%未満	b	b'		c																																																								
	60%以上70%未満	b'	c		c																																																								
	60%未満	c	c		c																																																								
				評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																									
			●留意事項																																																										
			※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断が出来ない場合は、「ばらつき判断不可能」として評価対象項目（評価値）だけで評価する。 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。																																																										

3 出来形及び出来ばえ	II 品質	【土木工事のうち道路補修工事（コンクリート構造物）】						
		a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目						
		対象 評価						
		☐ 設計図書に基づき使用する材料等の基準試験、定期試験及び日常管理試験を実施していること又は性能証明書を提出されていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項又は設計図書に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工計画書の内容及び現場の施工が提出された性能証明書の施工条件、施工方法、施工管理方法などを満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき、はつり処理が適切に行われている。 ☐ 防錆処理済鉄筋の処理が適切に行われている。 ☐ 削孔の際に鉄筋を切断していない。 ☐ 断面修復材の付着強度を事前に適切に確認している。 ☐ 仕上げ面に有害なクラックがない。 ☐ その他 ・内容 ・理由						
		●判断基準						
		a 該当項目が6項目以上	a 該当項目が5項目	b 該当項目が4項目	b 該当項目が3項目	c 該当項目が2項目以下	d 上記に該当	e 上記に該当
		●留意事項						
		※ 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。						

3 出来形及び出来 ばえ	II 品質	細別	【土木工事のうち附属補強工事】						
			a	a'	b	b'	c	d	e
			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
			☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]					☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督員が文書で指示を行い改善 された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査員が修補指示を行った。
			●評価対象項目						
			対象 評価						
			【コンクリート巻立工関係】 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項又は設計図書に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリートの配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打設前に基準試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリート打設時の日常管理試験を実施しており、コンクリートの品質（運搬、打ち込み時間、スランプ、空気量等）が確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打込み時に必ず受注者が臨場していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリートの打設期間中に定期試験を実施しており、コンクリートの品質、製造設備の規格が確認できる。 ☐ 圧縮及び曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリート構造物の非破壊試験（圧縮、鉄筋かぶり）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に基づき鉄筋の日常管理試験を実施しており、ミルシートにより鉄筋の規格が確認できる。 ☐ 設計図書に基づき鉄筋の加工開始前に基準試験を実施しており、鉄筋の規格（引張、曲げ、曲げ戻し）が確認できる。 ☐ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵している。 ☐ 施工でスペーサーが必要な場合において設計図書の仕様を満足しているスペーサーを使用し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐ コンクリートの打継目の処理が設計図書に基づき適正に処理されていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の圧接や溶接に関し、基準試験、日常管理試験を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 ・内容 ・理由						
			【鋼筋巻立工関係】 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ 溶接作業が適正であることが確認できる。 ☐ 溶接金属部の余盛りが適切になされている。 ☐ 塗装作業にあたり、塗装面を十分乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会いのもと施工していることが確認できる。 ☐ 素地調整のプラスト処置後、2時間以内に塗装していることが確認できる。 なお、温度、湿度が管理されている屋内である場合は4時間以内であることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が品質規格証明書及び抜き検査証明書により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 塗装作業において、設計図書に基づき作業管理（状況）記録を提出し、適正に作業が行われていることが確認できる。 ☐ 溶接部の不合格率が低く、また、補修が適正であることが確認できる。 ☐ その他 ・内容 ・理由						
			【架設関係】 ☐ 現場溶接の施工及び品質管理が適正であることが確認できる。 ☐ 溶接部の不合格率が低く、また、補修が適正であることが確認できる。 ☐ その他 ・内容 ・理由						
			【現場塗装関係】 ☐ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会いのもと施工していることが確認できる。 ☐ 現場塗装部のケレン及び厚膜管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 現場塗装において、塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。 ☐ 塗装を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ その他 ・内容 ・理由						

3	出来形及び出来 ばえ	II 品質	【土木工事のうち耐震補強工事】							
			a	a'	b	b'	c	d	e	
			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
			●評価対象項目						☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			対象 評価							
			【繊維巻立工関係】							
			☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。							
			☐ 監督員の指示事項又は設計図書に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。							
			☐ 施工計画書の内容及び現場の施工が提出された性能証明書の施工条件、施工方法、施工管理方法などを満足していることが確認できる。							
			☐ 繊維シートを施工するにあたり、施工面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。							
			☐ 既設コンクリート表面処理を入念に実施していることが確認できる。							
			☐ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件を整理・記録していることが確認できる。							
			☐ 品質形状が均一で、設計図書等の確認ができ、証明書等を整備していることが確認できる。							
			☐ 自社の品質向上に向けた取り組みがみられることが確認できる。							
			☐ その他							
			・ 内容							
			・ 理由							
			【構造物掘削関係】							
			☐ 構造物周辺の締め固め等の処理（狭小部の施工）を適正に行っていることが確認できる。							
			☐ 構造物の掘削床付け面の排水（釜場設置等）を適切に実施していることが確認できる。							
			☐ その他							
			・ 内容							
			・ 理由							
			●判断基準							
			a 評価値が90%以上	a 評価値が80%以上	b 評価値が70%以上	b 評価値が60%以上	c 評価値が60%未満	d 上記に該当	e 上記に該当	
			評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							
			●留意事項							
			※ 根巻きコンクリートは、コンクリート巻立工関係による。							
			※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。							
			※ 当該工事において複数の工法で工事を施工した場合は、請負金額による加重平均により評価する。							

考査項目	細別	【土木工事のうちはく落対策工事】											
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅱ 品質	a	a'	b	b'	c	d	e					
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である					
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]					☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督員が文書で指示を行い改善 された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査員が修補指示を行った。					
		●評価対象項目											
		対象 評価											
		☐ 繊維シートを施工するにあたり、施工面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ プラスト・WJを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件を整理・記録していることが確認できる。 ☐ 水切りの配置など完成後の配慮がなされている。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 塗膜に有害な付着物が無いことが確認できる。 ☐ 品質形状が均一で、設計図書等の確認ができ、証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 機能について、設計図書等との適正が確認でき、その証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 全体として、性能（現地試験結果）がよく、所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、機能（性能）が容易に判別できる資料等を整備していることが確認できる。 ☐ 自社の品質向上に向けた取り組みがみられることが確認できる。 ☐ はつり処理では鋼材に損傷を与えないとともに断面修復に支障とならない平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ 断面補修においては既設コンクリートと一体化し、所定の機能を有していることが確認できる。 ☐ その他 ・内容 ・理由											
●判断基準													
a	評価値が90％以上	a	評価値が80％以上	b	評価値が70％以上	b	評価値が60％以上	c	評価値が60％未満	d	上記に該当	e	上記に該当
評価値の算出		① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。											
●留意事項 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。													

3 出来形及び出来 ばえ	II 品質	細別	【施設工事のうち建築工事】
			a a' b b' c d e
			優れている bより優れている やや優れている cより優れている 他の評価に該当しない やや不適切である 不適切である
			●評価対象項目 対象 評価 【建築工事】 ☐ ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ☐ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ☐ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由 【設備工事】 ☐ ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 ☐ ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ☐ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ☐ その他 ・内容 ・理由 評価 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 評価 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			●判断基準 a a b b c d e 評価値が90%以上 評価値が80%以上 評価値が70%以上 評価値が60%以上 評価値が60%未満 上記に該当 上記に該当 評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●留意事項 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。

3 出来形及び出来 ばえ	II 品質	【施設工事のうち建築工事以外の工事】						
		a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目						
		対象 評価					評価	評価
		☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他 ・内容 ・理由					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●判断基準						
		a 評価値が90%以上	a 評価値が80%以上	b 評価値が70%以上	b 評価値が60%以上	c 評価値が60%未満	d 上記に該当	e 上記に該当
		評価値の算出 ① 当該「評価対象項目」のうち、当該工事で評価対象となる項目について評価の事前に「対象」にチェックする。 ② 上記①のチェック後の評価対象項目数を母数として、評価にチェックした比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数／対象評価項目数【対象チェック総数】 ④ なお、上記①のチェック後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
		●留意事項 ※ 評価項目は検査時に行われていない項目もあることから、その場合は、当該工事の監督員等からの聞き取りにより確認することができる。						

考查項目	細別	【土木工事のうちコンクリート構造物工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端、端部及び打ち継ぎ目の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当5項目以上	b 該当4項目	c 該当3項目	d 該当2項目以下
考查項目	細別	【土木工事のうち盛土工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当4項目以上	b 該当3項目	c 該当2項目	d 該当1項目以下
考查項目	細別	【土木工事のうち切土工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当5項目以上	b 該当4項目	c 該当3項目	d 該当2項目以下

考查項目	細別	【土木工事のうち地すべり対策工事(抑止杭、集水井戸工事を含む)】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当 3 項目以上	b 該当 2 項目	c 該当 1 項目	d 該当なし
考查項目	細別	【土木工事のうち護岸・根固・水制工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当 4 項目以上	b 該当 3 項目	c 該当 2 項目	d 該当なし
考查項目	細別	【土木工事のうちのり面工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当 3 項目以上	b 該当 2 項目	c 該当 1 項目	d 該当なし

検査項目別運用表

（検査員）

検査項目	細別	【土木工事のうち基礎工事及び地盤改良工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。			
		●判断基準			
		a 該当3項目以上	b 該当2項目	c 該当1項目	d 該当なし
●留意事項					
※ 地盤改良のみはc評価とする					

検査項目	細別	【土木工事のうちトンネル工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端、端部及び打ち継ぎ目の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当5項目以上	b 該当4項目	c 該当3項目	d 該当2項目以下

検査項目	細別	【土木工事のうちシールドトンネル工事】			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 構造物の表面状態が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当4項目以上	b 該当3項目	c 該当2項目	d 該当1項目以下

考查項目	細別	【土木工事のうち舗装工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価			
		【共通】 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		【アスファルト舗装】 ☐ ローラマークがなく平坦性が良い。 ☐ 高機能舗装の空隙がつぶれてなく均一な路面になっている。			
		【コンクリート舗装】 ☐ 天端、端部及び打ち継ぎ目の仕上げが良い。 ☐ レキ青材等によって汚れていない。			
【レーンマーク】 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。					
●判断基準					
a 該当 7 項目以上		b 該当 6 項目	c 該当 5 項目	d 該当 4 項目以下	

考査項目	細別	【土木工事のうちPC橋上部工工事】				
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d	
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
		●評価対象項目				
		評価 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 支承部の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 床版面の平坦性が良い。 ☐ P C鋼材緊張後の後処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。				
		●判断基準				
a 該当7項目以上				b 該当6項目	c 該当5項目	d 該当4項目以下
考査項目	細別	【土木工事のうち鋼橋上部工工事】				
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d	
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
		●評価対象項目				
		評価 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 床版面の平坦性が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。				
		●判断基準				
a 該当5項目以上				b 該当4項目	c 該当3項目	d 該当2項目以下
考査項目	細別	【土木工事のうち床版取替工事】				
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d	
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
		●評価対象項目				
		評価 ☐ 床版上面接合部の平坦性が確保されている。 ☐ 床版下面の接合部の通りが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。				
		●判断基準				
a 該当3項目以上				b 該当2項目	c 該当1項目	d 該当なし

考查項目	細別	【土木工事のうち橋梁補修工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
a 該当 3 項目以上		b 該当 2 項目		c 該当 1 項目	d 該当なし
考查項目	細別	【土木工事のうち塗装工事(塗替塗装)】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
a 該当 4 項目以上		b 該当 3 項目		c 該当 2 項目	d 該当 1 項目以下
考查項目	細別	【土木工事のうち造園工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 園地の歩道部の舗装の平坦性及び端部処理がよい。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
a 該当 4 項目以上		b 該当 3 項目		c 該当 2 項目	d 該当 1 項目以下

考查項目	細別	【土木工事のうち防護さく工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
a 該当 5 項目以上		b 該当 4 項目	c 該当 3 項目	d 該当 2 項目以下	
考查項目	細別	【土木工事のうち標識工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 ☐ 標識板、支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
a 該当 4 項目以上		b 該当 3 項目	c 該当 2 項目	d 該当 1 項目以下	
考查項目	細別	【土木工事のうち遮音壁工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ 土工処理及び植栽との取り合い等きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
a 該当 5 項目以上		b 該当 4 項目	c 該当 3 項目	d 該当 2 項目以下	

3	出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	【土木工事のうちトンネル内装工事】			
			a	b	c	d
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
			●評価対象項目			
			評価 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷が無い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			
			●判断基準			
			a 該当4項目以上	b 該当3項目	c 該当2項目	d 該当1項目以下
3	出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	【土木工事のうち道路補修工事(コンクリート構造物)】			
			a	b	c	d
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
			●評価対象項目			
			評価 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			
			●判断基準			
			a 該当3項目以上	b 該当2項目	c 該当1項目	d 該当なし

考査項目	細別	【土木工事のうち耐震補強工事】			
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目			
		評価			
		[コンクリート巻立工]			
		☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。			
		☐ コンクリート構造物の通りが良い。			
		☐ 施工継目及び端部の仕上げが良い。			
		☐ コンクリート構造物に有害なクラックが無い。			
		☐ コンクリート構造物に漏水が無い。			
		☐ 細部に渡り細心の注意が払われ、きめ細やかな施工がされている。			
		☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当 6 項目以上	b 該当 4 項目	c 該当 3 項目	d 該当 2 項目以下
		●評価対象項目			
		評価			
		[鋼鉄巻立工]			
		☐ 部材表面に傷及び錆が無い。			
		☐ 溶接に均一性がある。			
		☐ 塗装に均一性がある。			
		☐ 巻立て鋼鉄に顕著な凹凸が見られない。			
		☐ 細部まできめ細かな施工がされている。			
		☐ 補修箇所が無い。			
		☐ 表面処理の施工状況が良好である。			
		☐ 全体的な美観が良い。			
		●判断基準			
		a 該当 7 項目以上	b 該当 6 項目	c 該当 5 項目	d 該当 4 項目以下
		●評価対象項目			
		評価			
		[繊維巻立工]			
		☐ 塗装に均一性がある。			
		☐ 細部まできめ細かな施工がされている。			
		☐ 補修箇所が無い。			
		☐ 表面処理の施工状況が良好である。			
		☐ 全体的な美観良い。			
		●判断基準			
		a 該当 4 項目以上	b 該当 3 項目	c 該当 2 項目	d 該当 1 項目以下

検査項目別運用表

（検査員）

検査項目	細別	【土木工事のうちく落対策工事】							
3 出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	a		b		c		d	
		優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
		●評価対象項目							
		評価 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ 表面処理の施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観良い。							
		●判断基準							
		a 該当 4 項目以上		b 該当 3 項目		c 該当 2 項目		d 該当 1 項目以下	

3	出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	【施設工事のうち建築工事】			
			a	b	c	d
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
			●評価対象項目			
			評価 ☐ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ 保全に配慮した施工がなされている。 ☐ 保守点検に対する配慮が適切である。 ☐ 外構を含め全体的な美観が良い。			
			●判断基準			
			a 該当 8 項目以上	b 該当 7 項目	c 該当 6 項目	d 該当 5 項目以下
3	出来形及び出来 ばえ	Ⅲ 出来ばえ	【施設工事のうち建築工事以外】			
			a	b	c	d
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
			●評価対象項目			
			評価 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			
			●判断基準			
			a 該当 6 項目以上	b 該当 5 項目	c 該当 4 項目	d 該当 3 項目以下